

事 務 連 絡  
平 成 年 月 日  
( 審 査 管 理 課 扱 い )

保険医療（調剤）機関 様

鹿児島県国民健康保険団体連合会

レセプト電算処理システムでの請求時における留意点について

標記について、下記の点にご留意ください。

記

1. 請求時に提出するもの
  - ・総括票は不要です。
  - ・当月請求分媒体（FD、MO等）と光ディスク等送付書
  - ・返戻後の再請求分紙レセプト（保険者ごとに請求書を作成）
2. 特別療養費の提出について
  - ・特別療養費は被保険者資格証明書による受診(患者負担10割)であり、保険請求分とは異なります。媒体に含めず、診療内容の証明書として紙レセプトの右上に赤ボールペンで「特別療養費」と記入し、提出してください。
  - ・総括票、請求書は必要ありません。
3. レセプトの特記事項欄の表示について
  - Ⓔ、第三の表示は、それぞれ、減免区分コード及びレセプト特記事項コードへの規定の入力となっています。再度、ご確認ください。
4. 在医総管・在医総の請求について
  - ・在医総管・在医総の請求がある場合は、レセプトの摘要欄に(在)が表示されるよう再度、ご確認ください。